

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 20 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 9 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく書類（令和8年度 介護保険料 第1期分）		中江 和文
2	地方税法第726条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 国民健康保険税 第1期分）		青田 ハルノ
3	地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく書類（令和8年度 介護保険料 第1期分）		青田 ハルノ
4	地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく書類（令和8年度 後期高齢者医療保険料 第1期分）		青田 ハルノ
5	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		三城 康治
6	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		白井 秀樹 外1名
7	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		有限会社 丸秀商事
8	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		金子 裕子
9	地方税法第726条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 国民健康保険税 第1期分）		吉村 充慶
10	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		山崎 武

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（帳票整理番号：0000000000000104492）

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 20 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税制収納課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 9 日

廿日市市長 松本 太郎



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住所(所在地) ※表示していません。	氏名(名称)
1	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		株式会社 ティーエムクリエイト
2	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		内藤 正弘
3	地方税法第726条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 国民健康保険税 第1期分）		小森 康子
4	地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく書類（令和8年度 介護保険料 第1期分）		小森 康子
5			
6	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		株式会社 栄和
7	地方税法第371条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 固定資産税・都市計画税 第2期分）		境山 輝
8	地方税法第726条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 国民健康保険税 第1期分）		SLIWINSKA MONIKA MARIA
9	地方税法第726条第1項の規定に基づく書類（令和8年度 国民健康保険税 第1期分）		LIN YU CHIH
10			

<備 考> 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(帳票整理番号：0000000000000104493)